

相模原市総合計画進行管理実施方針

1 目的

この実施方針は、「新・相模原市総合計画」（以下「総合計画」という。）を効果的かつ効率的に推進するため、総合計画（基本計画）の成果目標の達成度を明らかにし、市民に公表することにより、継続的な改善活動と総合計画の円滑な推進に資することを目的とする。

2 進行管理の対象

総合計画（基本計画）に掲げた施策及び当該施策を構成する事務事業とする。

なお、施策を構成する事務事業は、実施計画事業及び各年度に実施した施策目標に貢献度が高い事業とする。

ただし、施策を構成する事務事業のうち、法令等による義務的事業や単年度で終了する事業などは除く。

※施策目標に貢献度が高い事業：各局・区等が「局・区運営方針」で定めた事業のうち、実施計画事業以外で、施策目標を達成するために貢献度が高い事業。

3 進行管理の方法

総合計画の進行管理は、これまで本市が行ってきた施策評価の仕組みをベースとして次のとおり実施する。

（１）進行管理（評価）の視点

ア 達成度

- ① 成果指標の目標値に対して、実績値の達成率がどうであったか。
- ② 施策を構成する事務事業の取組結果がどうであったか。また、施策の目標達成に貢献する事業として適正か。

イ 費用対効果

施策の目標達成のために事業費や人員に見合った効果が得られているか。

（２）進行管理（評価）の実施主体

ア 1次評価：当該施策を所管する各局・区長等が実施する。

イ 2次評価：2次評価は、1次評価の妥当性を検証するとともに、評価の精度を高めるため、総合計画審議会が実施する。

(3) 進行管理（評価）の実施年度

進行管理（評価）は、原則として毎年度実施する。ただし、成果指標の結果測定が毎年度実施できない指標については、測定可能な年度のみ実施する。

なお、成果指標を1つのみ設定している施策で、かつ、その指標が毎年度測定することが不可能な指標である場合には、主な事務事業の取組結果など、他の項目により評価を実施する。

(4) 進行管理（評価）の時点

評価は、前年度末の時点の状況を基準とする。

(5) 進行管理（評価）の手順

ア 施策を構成する事務事業について、事務事業の所管課長が施策目的に照らし、事業実績の把握及び評価を行う。

イ 各局・区長等は、各所管課長の評価結果を基に、総合的な見地から施策進行管理シートを作成し、政策会議に付議した上で、1次評価結果を確定させる。

ウ 各局・区等から提出された1次評価結果を1次評価結果報告書としてとりまとめ、総合計画審議会に提出する。

エ 総合計画審議会は、必要に応じて施策担当部局の職員からヒアリングを実施し、1次評価結果を基に専門的、かつ、客観的な視点から評価の妥当性等を検証し、2次評価結果報告書を取りまとめ、市長に建議する。

オ 市長は、2次評価結果報告書に付された意見等を次年度の施策立案や組織・定数管理、予算編成等に反映させるよう努めるとともに、対応方針を総合計画審議会に報告する。

4 評価結果の公表

2次評価結果及び市の対応方針については、市ホームページへの掲載等により市民に公表する。